

【参考】

平成20年11月28日開催下新川海岸水防連絡会第2回総会において、以下のことが承認される予定。
(議論の内容により、変更の可能性があります。)

①水防警報海岸の指定について

黒部市、入善町、朝日町にかかる下新川海岸を、水防法に基づき国・県が連携して、平成21年4月を目途に水防警報海岸に指定する。指定に当たり、水防警報基準、情報伝達体制、水防体制を試行として定め、高波対応演習やこの冬の高波対応をふまえ、年度末にその妥当性を確認する。

②水防警報発令基準の検討について

国土交通省黒部河川事務所が設置している入善町沖の波高計や黒部市石田地先の風速計のデータに加え、全国港湾海洋波浪情報網の酒田観測所(山形県)のデータを基に、富山地方気象台からの情報も参考とし、広域・機関間連携により下新川海岸の水防警報を発令する。発令内容は、水防団の「待機・準備」「出動」、堤防を波が大きく越えた場合、水防団・消防団の安全のために水防活動を海岸から距離を確保して行う「距離確保準備」、「距離確保」、水防体制の「解除」である。特に「距離確保」は水防活動では初めて導入される概念である。

③下新川海岸高波対応演習について

12月3日(水)午前8時30分より、国土交通省黒部河川事務所において、平成20年2月24日に発生した規模の高波を想定し、国・県・市町等合同で、水防警報の発令、伝達訓練等、関係機関間の情報伝達訓練を行う。警報を発令する黒部河川事務所長より、関係市町長への緊急情報をホットラインとして伝達するなど、本番さながらに実施する。

連携して同時に、黒部市生地地区、入善町芦崎地区、朝日町境地区において、ヘリコプター、照明車、衛星通信車等を導入し、水防団による海岸巡視、住民参加の避難誘導訓練、水防活動訓練を実施する。